# 報告事項概要

資料１

## １　令和５年度の高齢者虐待に関する調査結果概要（詳細は参考資料１・２）

令和5年度の虐待相談・通報件数は1,049件、虐待の事実ありと判断された件数は491件であった。

表1－1　高齢者虐待の通報・相談件数等

| 類型 | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|---|---|
| 養介護施設従事者等による高齢者虐待 | 相談・通報 | 24 | 24 | 27 |
| | 虐待の事実あり | 8 | 2 | 10 |
| 養護者による高齢者虐待 | 相談・通報 | 900 | 951 | 1,022 |
| | 虐待の事実あり | 476 | 485 | 481 |
| 合計 | 相談・通報 | 924 | 975 | 1,049 |
| | 虐待の事実あり | 484 | 487 | 491 |

図1　虐待通報件数等

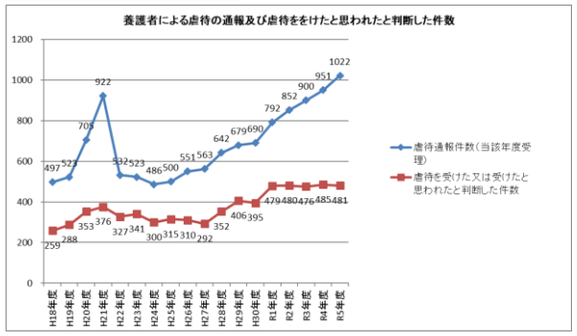


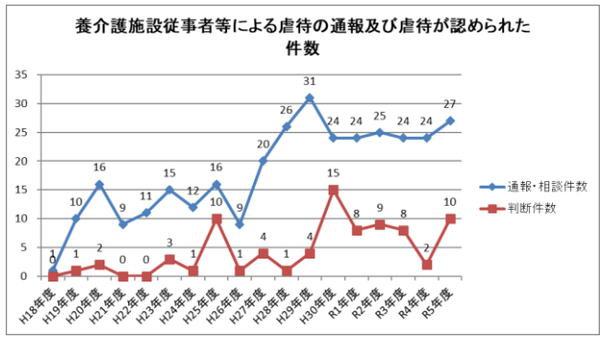


表1－2　養介護施設従事者等による高齢者虐待の詳細

| | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|
| 相談・通報者 | 家族・親族（2人）、施設・事業所職員（19人）、施設・事業所の管理者（1人）等 | 家族・親族（2人）、施設・事業所職員（11人）、施設・事業所の管理者（3人）等 |
| 虐待種別・類型※ | 身体的虐待（3件）、心理的虐待（2件） | 身体的虐待（15件）、心理的虐待（9件）、性的虐待（2件） |
| 虐待者職種 | 介護職（4人）、管理職（1人） | 介護職（7人）、管理職（1人） |
| 被虐待高齢者の性別 | 男性　1人、女性　2人 | 男性　5人、女性　16人 |

※1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上。

表1－3　養護者による高齢者虐待の詳細

| | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---|---|---|
| 相談・通報者 | 警察（445人）、介護支援専門員（215人）、家族・親族（75人）、市町村職員（48人）等 | 警察（506人）、介護支援専門員（207人）、家族・親族（75人）、市町村職員（53人）等 |
| 虐待種別・類型※ | 身体的虐待（322人）、心理的虐待（229人）等 | 身体的虐待（329人）、心理的虐待（197人）等 |
| 虐待者続柄 | 息子（229人）、夫（106人）等 | 息子（208人）、夫（117人）等 |
| 被虐待高齢者の性別 | 男性129人、女性382人 | 男性127人、女性372人 |

※1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上。

## ２　高齢者虐待相談・援助窓口相談実績

特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」に委託して実施した標題業務の、直近3年間の相談実績等は、下記のとおり。

表2　相談対応件数等実績

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度※ |
|---|---|---|---|
| 対応件数（延べ対応件数） | 31件（148件） | 28件（113件） | 13件（64件） |
| 相談者等の内訳 | 行政15件、包括2件、本人・家族11件、施設2件、その他1件 | 行政20件、包括2件、本人・家族1件、施設3件、その他2件 | 行政5件、包括1件、本人・家族2件、施設5件 |

※令和6年度は、11月末時点での実績

## ３　高齢者権利擁護に関する取組実績等

（1）　高齢者権利擁護推進研修会

特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」に委託して実施した標記研修会の、直近3年間の開催実績は、下記のとおり。

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|
| 市町村職員等向け研修 | 1回：8月5日（金）（会場2人，web 71人） | 1回：8月7日（月）（会場6名、web 41名） | 1回：8月2日（金）（会場6名、web 61名） |
| 施設長等向け研修 | 1回：9月13日（火）（会場2人，web 65人） | 1回：10月3日（火）（会場19名、web 153名） | 1回：9月4日（水）（会場16名、web 130名） |
| 介護職員向け研修 | 1回：10月17日（月）（会場7人，web 62人） | 1回：11月1日（水）（会場15名、web 137名） | 1回：10月22日（金）（会場10名、web 68名） |
| 看護職員向け研修 | 1回：11月25日（金）（会場3人，web 32人） | 1回：11月22日（水）（会場9名、web 43名） | 1回：12月20日（金）（会場6名、web 57名）（申込人数） |

（2）　高齢者権利擁護推進委員会

標記委員会の開催実績は，以下のとおり。

・令和4年度　1回（令和5年1月25日）
・令和5年度　1回（令和6年2月9日）
・令和6年度　1回（令和7年1月24日）

（3）　人権啓発活動地方委託事業

法務省の地方委託事業である標記事業の、直近3年間の実績は、以下のとおり。

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 仙南保健福祉事務所（パンフレットの作成・配布） | 仙南保健福祉事務所（パンフレットの作成・配布） | 仙台保健福祉事務所（パンフレットの作成・配布） |
| | | | 仙南保健福祉事務所（講演会の開催） |

## 4　成年後見制度利用促進基本計画に基づく体制整備について

（1）　成年後見制度利用促進基本計画の概要

イ　平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第一期計画」）において、市町村は成年後見制度の利用促進に向けた体制整備に取り組むことに努めるとされていた。（H29～R3年度の5年間の工程）

ロ　令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期計画」）において、市町村は権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとされた。（R4～R8年度の5年間の工程）

（2）　第二期計画における市町村の体制整備の概要

市町村においては、第一期計画に引き続き第二期計画を踏まえた『市町村計画』の策定、体制整備の中心的な役割を担う『中核機関』を設置するなどして、体制整備を令和6年度末までに実施することとされている。

【中核機関の4つの機能】
①広報機能
②相談機能
③成年後見制度利用促進機能
（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行）
④後見人支援機能
※初めから全ての機能を備える必要はなく、段階的・計画的に整備していくことが認められている。

表4－1　第二期基本計画における市町村KPI　対応状況（令和6年12月1日時点）

| 項目 | 実施<br>市町村数 | 未実施<br>市町村数 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 市町村計画の策定 | 27<br>（前年比+4） | 8 | 【計画策定（予定）時期】<br>策定済：27（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、柴田町、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、色麻町、涌谷町、美里町、南三陸町）<br>R6年度：2（大郷町、女川町）<br>検討中・未定：6（村田町、川崎町、松島町、大和町、大衡村、加美町） |
| 中核機関の設置 | 12<br>（前年比+4） | 23 | 【中核機関設置（予定）時期】<br>設置済：12（仙台市、石巻市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、大崎市、富谷市、大河原町、亘理町、色麻町、涌谷町、女川町）<br>R6年度：9（塩竈市、白石市、角田市、登米市、柴田町、七ヶ浜町、大郷町、美里町、南三陸町）<br>R7年度：2（栗原市、蔵王町）<br>検討中：7（東松島市、村田町、加美町、川崎町、丸森町、山元町、大和町）<br>未定：5（名取市、七ヶ宿町、松島町、利府町、大衡村） |

【市町村が体制整備（中核機関の設置等）を進める上での課題】
・マンパワー、専門職の不足等により、市町村単独で取り組むことが困難なことも多い。
・市町村と司法関係団体（家庭裁判所、弁護士、司法書士）の連携が図れていない。

（3）　第二期計画における都道府県の役割（第二期計画P61）

都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。

表4－2　第二期基本計画における都道府県KPI　対応状況

| | 項目 | 対応状況 |
|---|---|---|
| 1 | 担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針の策定 | R6年度中に策定予定 |
| 2 | 担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施 | R8年度実施予定<br>（R7年度に市民後見人制度研修を実施予定） |
| 3 | 市町村長申立てに関する研修の実施 | R6年度～<br>（R6．10．11実施済み） |
| 4 | 都道府県による協議会の設置 | R6年度～<br>（R6．12．5設置済み） |
| 5 | 都道府県による意思決定支援研修の実施 | R3年度より毎年実施 |

（4）　県の取組（令和6年度）

**①宮城県成年後見制度利用促進協議会の開催（R7.1.27開催予定）**
三士会や県内市町村、県社会福祉協議会を構成員とし、宮城県成年後見制度に関する取組方針（案）や市町村の体制整備に関する情報共有や意見交換を実施予定。

**②市町村担当職員、家庭裁判所、専門職団体等による情報交換会の実施（6回）**
市町村担当職員と家庭裁判所、司法・福祉関係者等による情報交換会を実施。令和6年度は7月に6グループに分かれて実施。市町村は、全35市町村が参加。

**③市町村への司法職派遣事業（5件：R6.12.27時点）**
ケース会議や職員向け研修会等へ専門職を派遣。今年度は、活用事例チラシの作成・配布や、オンラインによる派遣を実施。

**④成年後見制度に関する普及啓発研修会（2回：R7.1、R7.2開催予定）**
成年後見制度の概要や意思決定支援に関する講義を通して、成年後見制度を含めた権利擁護支援が切れ目なく、一体的に確保されることを目指し、市町村職員や地域包括支援センター職員向け及び金融機関や民生委員向けを1回ずつ開催予定。

**⑤市町村長申立て研修（R6.10.11開催）**
市町村職員等を対象とし、市町村長申立ての制度や申立方法等の実務的な研修を実施。約100名から申込みがあった。

**⑥市民後見人養成・支援事業（仙台市及び富谷市に補助）**
市民後見人のフォローアップ研修の実施や市民後見人の活動支援に対し、補助を行う。

**⑦各種情報提供等**
市町村からの問合せに対し、国資料の提供や、他市町村、サポネットみやぎの情報提供等を実施。また、中核機関設置事例集の作成や、利用支援事業に係る照会・とりまとめを行い市町村と情報共有した。